

大 分 市 産 業 廃 棄 物  
適 正 処 理 指 導 計 画

令和3年3月  
大 分 市

# 目 次

## 第1章 総 論

第1節 計画の主旨	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 計画の期間	1
第4節 計画の対象となる産業廃棄物等	2
(1) 計画の対象となる産業廃棄物	
(2) 計画の対象となる業種	
(3) 実態調査で使用する各用語の定義	

## 第2章 産業廃棄物の排出・処理の現状と課題

第1節 産業廃棄物の発生・排出の状況	7
(1) 種類別の発生・排出の状況	
(2) 業種別の発生・排出の状況	
第2節 産業廃棄物の処理・処分の状況	9
(1) 産業廃棄物の処理・処分の状況	
(2) 再生利用状況	
(3) 最終処分の状況	
(4) 広域移動状況	
(5) 産業廃棄物処理施設の設置状況	
(6) 不法投棄の発見状況	
第3節 計画の達成状況	16
第4節 産業廃棄物の現状における課題	16
(1) 排出抑制及び再生利用等の促進	
(2) 適正処理の確保	
(3) 県外産業廃棄物対策	
(4) 周辺住民の理解と協力の確保	
(5) 産業廃棄物処理施設の計画的な整備	

## 第3章 産業廃棄物の減量化・資源化目標

第1節 産業廃棄物の排出量等の推計及び減量化・資源化目標	19
(1) 排出量の将来予測	
(2) 処理・処分状況の将来予測	
(3) 産業廃棄物の排出量等の減量化・資源化目標	

第4章 産業廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に向けた施策	
第1節 産業廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に向けた施策	22
(1) 排出抑制及び再生利用の促進	
(2) 適正処理の確保	
(3) 県外産業廃棄物対策	
(4) 周辺住民の理解と協力の確保	
(5) 産業廃棄物処理施設の計画的な整備	
第5章 産業廃棄物処理施設の整備に関する事項	
第1節 産業廃棄物処理施設の計画的な整備の促進	27
(1) 産業廃棄物処理施設の計画的な整備	
(2) 中間処理施設の処理能力の見通し	
(3) 最終処分場の残余容量の見通し	
(4) 産業廃棄物処理施設の整備方針	
第6章 計画の推進に向けた関係者の責務と役割	
第1節 責務と役割	30
(1) 排出事業者の責務と役割	
(2) 処理業者の責務と役割	
(3) 市の責務と役割	
巻末 用語集	34

# 第1章 総論

## 第1節 計画の主旨

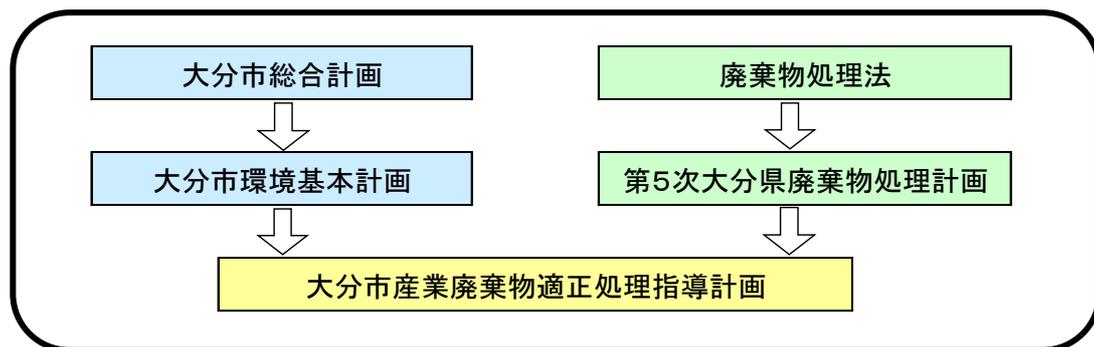
本市では、産業廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正処理の確保を目的とした、「大分市産業廃棄物適正処理指導計画（以下、「指導計画」という。）」を平成13年3月に策定し、その後、平成20年、25年、28年に改定を行いながら、産業廃棄物に係る施策を実施してきた。

平成28年3月に改定した前指導計画は、「産業廃棄物の減量化・資源化」、「適正処理の確保」、「県外産業廃棄物対策」、「周辺住民の理解と協力の確保」、「産業廃棄物処理施設の計画的な整備」の5つの施策を定め、取り組みを推進してきた。

今年度実施した大分市産業廃棄物実態調査（以下、「実態調査」という。）の結果から、前指導計画に基づく取り組みにより、再生利用率の増加や産業廃棄物の排出量および最終処分<sup>※</sup>率の減少など一定の効果がみられるが、その一方で県外産業廃棄物の増加や、最終処分場の残余容量の減少などの変化もみられる。そのため、今回これらの課題に対して、実状に即した実効性のある計画とすることで、産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の一層の推進を図るため改訂するものである。

## 第2節 計画の位置付け

本指導計画は、大分県が廃棄物の処理及び清掃に関する法律<sup>※</sup>（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき定める「第5次大分県廃棄物処理計画」との整合性を図りながら、「大分市総合計画」や「大分市環境基本計画」を推進するために、より具体的な施策を示した計画として位置付けている。



## 第3節 計画の期間

計画の期間は令和3年度から令和7年度までとする。なお、大分市総合計画等の計画内容や社会情勢などに大きな変化が生じた場合には、随時必要な見直しを行う。

## 第4節 計画の対象となる産業廃棄物等

### (1) 計画の対象となる産業廃棄物

本指導計画では、法第2条第4項及び第2条第5項に定めるものを対象とする。

表I. 4-1(1) 計画の対象とする産業廃棄物(全業種)

排出業種	区 分		具 体 例
全 て の 業 種 に 係 る 産 業 廃 棄 物	燃え殻		灰かす、石炭がら、コークス灰、廃棄物焼却灰、 炉清掃掃出物等
	汚泥	有機性汚泥	製紙スラッジ、ビルピット汚泥、クリーニング廃 水処理汚泥、染色廃水処理汚泥等
		下水汚泥	下水処理場汚泥
		無機性汚泥	洗車汚泥、砂利洗浄汚泥、油水分離後の汚泥、セ メント工場廃水処理汚泥、その他廃水処理汚泥、 石灰かす等
		上水汚泥	浄水場汚泥
		建設汚泥	建設高含水汚泥、ベントナイト汚泥
	廃油	一般廃油	エンジンオイル、機械油、グリス、切削油、絶縁 油、延圧油、作動油、重油、原油、潤滑油、燃料 等 魚油、鯨油、ヘット、ラード、天ぷら油、サラダ 油、アマニ油、桐油、ゴマ油、なたね油、やし油、 大豆油、とうもろこし油等
		廃溶剤	アルコール類、ケトン、洗浄油等
		固形油	アスファルト、タールピッチ類、パラフィンろう、 固形石けん、固形脂肪酸、クレヨン、パステル等
		油泥	タンクスラッジ、オイルスラッジ、オイルトラッ プ汚泥、油性スカム等
	廃酸		各種酸廃液、排ガス洗浄工程廃液、エッチング廃 液、染色廃液、アルコール発酵廃液、硫酸ピッチ、 写真定着廃液等
	廃アルカリ		各種アルカリ廃液、アルカリ洗浄工程廃液、ドロ マイト廃液、黒液(チップ蒸解廃液)、石灰廃液、 廃ソーダ廃液、写真現像廃液等
	廃プラス チック類	廃タイヤ	自動車・バイク等の廃タイヤ
		シュレッダーダスト	自動車等を破砕し、金属等を回収した後で廃棄さ れる残さ物
		その他の廃プラスチッ ク	合成繊維くず(ポリエステル・ナイロン等)、各種 樹脂類(ポリエチレン樹脂・フェノール樹脂・エ ポキシ樹脂・ウレタン樹脂)、廃FRP、PET、 プラスチック製品くず等
	ゴムくず		天然ゴムくず、ゴム板くず、ゴムチューブ、エボ ナイトくず(合成ゴムは廃プラスチック類)
金属くず		鉄くず、空かん、鉛管くず、銅線くず、切削くず、 研磨くず、溶接かす、スチール製機、スチール製 書庫等	

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		廃空びん類、板ガラスくず、カレット類、陶磁器くず等 製品の製造過程で生じるコンクリートくず等 石膏ボード
鉍さい		スラグ（高炉・平炉・転炉・電気炉等の残さい）、ノロ、不良鉍石、鉍じん、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂等
がれき類	コンクリート片	コンクリートの破片
	アスファルト片	廃アスファルト、廃アスファルトコンクリートの破片
	その他のがれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材 （土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く）
ばいじん		電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等

表 I. 4-1(2) 計画の対象とする産業廃棄物（特定の業種）

特定の業種にかか る産業廃棄物	紙くず		建設業（工作物の建設又は除去）、紙製品製造業、出版印刷業等から排出される紙くず
	木くず	建設木くず	建設業（工作物の建設又は除去）から排出される木くず
		その他の木くず	木材又は木製品製造業等から排出される木くず
		木製パレット	物品賃貸業及び貨物の流通のために使用したもの
	繊維くず		建設業（工作物の建設又は除去）、製糸業、紡績業、織物業等から排出される天然繊維くず
	動植物性残さ		食料品製造業等から排出される原料として使用された固形状の不要物
	動物系固形不要物		と畜場等から排出される獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物
	動物のふん尿		畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等のふん尿
	動物の死体		畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等の死体

産業廃棄物を処分するために処理したものであって、表 I. 4-1(1)、(2)の産業廃棄物に該当しないもの（13号廃棄物）	有害汚泥のコンクリート固形化物、焼却灰の溶融固化物等
---	----------------------------

表 I. 4-1(3) 計画の対象とする産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）

区 分	具 体 例
廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）	ガソリン、灯油、軽油、シンナー、トルエン、キシレン、エーテル等の引火性の廃油
廃酸（pH2.0以下）	著しい腐食性を有する pH2.0 以下の廃酸
廃アルカリ（pH12.5以上）	著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ
感染性廃棄物*〔医療系廃棄物〕	医療機関等から排出される体液・血液等の付着した注射針等、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物

特定有害 産業廃棄物	廃PCB※、PCB汚染物、 PCB処理物	廃PCB及びPCBを含む廃油、PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布された又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず・繊維くず、PCBが付着・封入されたプラスチック類・金属くず、PCBが付着した陶磁器くず・がれき類等
	廃水銀等 〔「平成27年12月21日付け環廃対発第1512211号及び環廃産発第1512212号通知」による〕	法に定める特定の施設において生じた廃水銀等（水銀使用製品産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。）、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀、廃水銀等を処分するために処理したもの
	指定下水汚泥	指定下水汚泥
	廃石綿※等	石綿建材除去により除去された石綿、石綿保温材特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれがある石綿等
	その他有害産業廃棄物 〔 鉍さい、ばいじん、 廃油等が判定基準に 適合しないもの 〕	重金属等を含む「鉍さい」 重金属等及びダイオキシン類※を含む「燃え殻」「ばいじん」 有機塩素化合物等を含む「廃油」 重金属、有機塩素化合物、農薬、ダイオキシン類等を含む「廃酸」「廃アルカリ」「汚泥」等

表 I. 4-1(4) 計画の対象とする水銀廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）

区 分	具 体 例
水銀使用製品産業廃棄物※	水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの（一部の電池、蛍光灯、電気制御用のスイッチ及びリレー、水銀体温計、水銀式血圧計等
水銀含有ばいじん等※	ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリで水銀を一定以上含有するもの
廃水銀等 「平成27年12月21日付け環廃対発第1512211号及び環廃産発第1512212号通知」による	法に定める特定の施設において生じた廃水銀等（水銀使用製品産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。）、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀、廃水銀等を処分するために処理したもの

## (2) 計画の対象となる業種

表 I. 4-2 計画の対象とする全業種 (その1)

日本標準産業分類	略 称
農業、林業 農業 林業	農業・林業 農業 林業
漁業	漁業
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業
建設業	建設業
製造業 食料品製造業 飲料・たばこ・飼料製造業 繊維工業 木材・木製品製造業 (家具を除く) 家具・装備品製造業 パルプ・紙・紙加工品製造業 印刷・同関連業 化学工業 石油製品・石炭製品製造業 プラスチック製品製造業 ゴム製品製造業 なめし革・同製品・毛皮製造業 窯業・土石製品製造業 鉄鋼業 非鉄金属製造業 金属製品製造業 はん用機械器具製造業 生産用機械器具製造業 業務用機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 輸送用機械器具製造業 その他の製造業	製造業 食料品 飲料・飼料 繊維 木材 家具 パルプ・紙 印刷 化学 石油・石炭 プラスチック ゴム 皮革 窯業・土石 鉄鋼 非鉄金属 金属 はん用機器 生産用機器 業務用機器 電子部品 電気機器 情報通信機器 輸送機器 その他
電気・ガス・熱供給・水道業 電気業 ガス業 熱供給業 上水道業 下水道業 工業用水道業	電気・ガス・上水道・下水道・工業用水道 電気業 ガス業 熱供給業 上水道業 下水道業 工業用水道業

表 I. 4-2 計画の対象とする全業種（その2）

日本標準産業分類	略 称
情報通信業	情報通信業
運輸業，郵便業	運輸業
卸売業，小売業	卸・小売業
金融業，保険業	金融業・保険業
不動産業，物品賃貸業	物品賃貸業
学術研究，専門・技術サービス業	学術研究・専門サービス業
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業・飲食業
生活関連サービス業，娯楽業	生活関連サービス業
教育・学習支援業	教育・学習支援業
医療，福祉	医療・福祉
複合サービス業	複合サービス業
サービス業（他に分類されないもの）	サービス業
公務	公務

**（3） 実態調査で使用する各用語の定義\***

表 I. 4-3 実態調査で使用する各用語の定義

項 目	定 義
発生量	事業場内等で生じた産業廃棄物及び有償物の合計量
有償物量	発生量のうち、中間処理*されることなく、他者に有償で売却した量（他者に有償で売却できるものを自己利用した場合を含む）
排出量	発生量のうち、有償物量を除いた量
最終処分量	排出事業者*及び処理業者*の最終処分の合計量
再生利用量	排出事業者及び処理業者で再生利用された量
資源化量	有償物と再生利用の合計量
減量化量	排出事業者及び処理業者の中間処理により減量化された量

## 第2章 産業廃棄物の排出・処理の現状と課題

### 第1節 産業廃棄物の発生・排出の状況

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者を対象として、令和2年度に実施した実態調査（平成30年度実績）の結果に基づき、そこから得られた数値から、産業廃棄物の排出量等の推計値を算出し、前指導計画の達成状況について検証を行うこととする。

#### (1) 種類別の発生・排出の状況

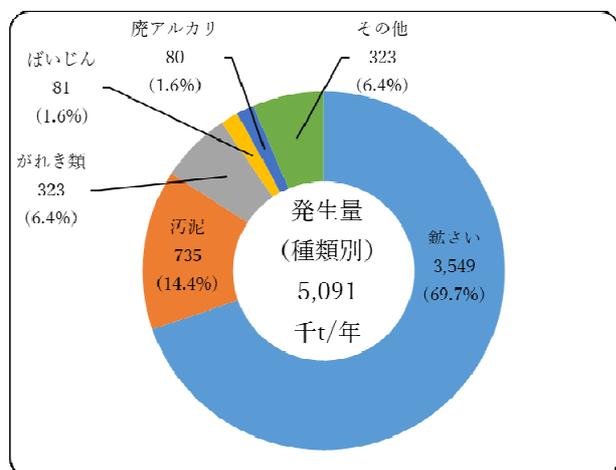
平成30年度に市内の事業所等から発生した産業廃棄物の発生量は5,091千tであり、処理対象となる排出量は1,494千tとなっている。

発生量を種類別にみると、鉱さいが3,549千tで最も多く、全体の69.7%を占めている。次いで汚泥が735千t（発生量の14.4%）、がれき類が323千t（同6.4%）となっている。

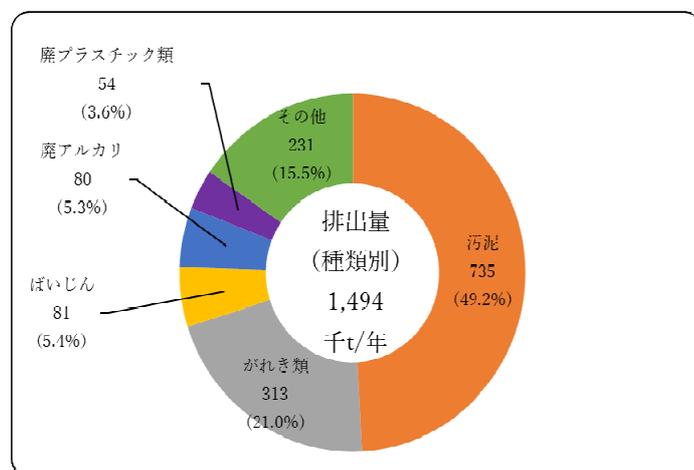
排出量を種類別にみると、汚泥が735千tで最も多く、全体の49.2%を占めている。次いでがれき類が313千t（排出量の21.0%）、ばいじんが81千t（同5.4%）となっている。

鉱さい、廃油、木くずは有償物としての扱いが多く、特に鉱さいは、ほぼ100%が有償物として取り扱われ有償物の98.6%を占めている。

また、特別管理産業廃棄物は発生量、排出量ともに64千tとなっていた。平成30年度は高濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）使用製品の計画的処理完了期限となっており、特定有害産業廃棄物の廃油が前回調査（平成25年度）時の約5倍である0.3千t（同0.5%）排出されている。



図Ⅱ. 1-1 種類別の発生量



図Ⅱ. 1-2 種類別の排出量

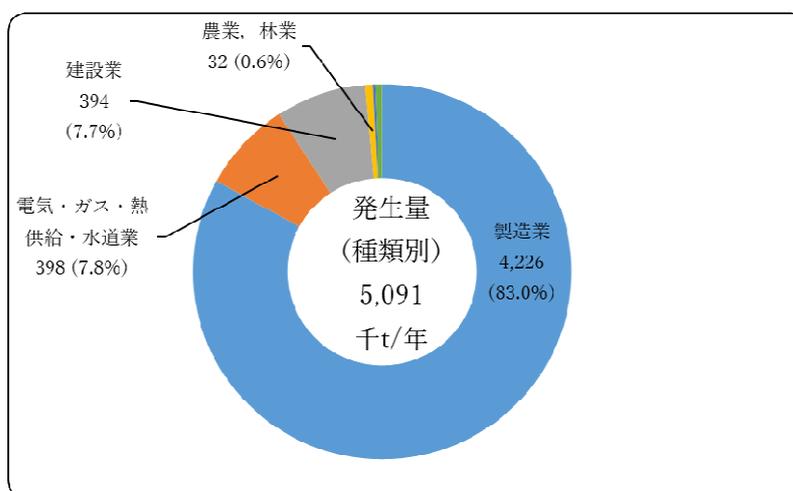
## (2) 業種別の発生・排出の状況

発生量を業種別にみると、製造業が 4,226 千 t で最も多く、全体の 83.0% を占めている。次いで、電気・ガス・熱供給・水道業が 398 千 t (発生量の 7.8%)、建設業が 394 千 t (同 7.7%) となっている。

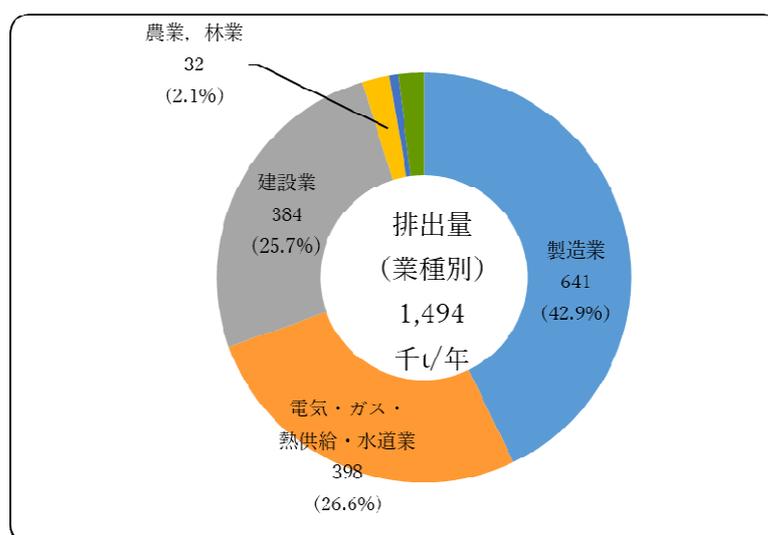
排出量を業種別にみると、製造業が 641 千 t で最も多く、全体の 42.9% を占めている。次いで、電気・ガス・熱供給・水道業が 398 千 t (排出量の 26.6%)、建設業が 384 千 t (同 25.7%) となっている。

有償物量については、製造業からのものがほぼ 100% を占めている。

この内、特別管理産業廃棄物については、製造業が 60 千 t と特別管理産業廃棄物排出量のほぼ 100% 占めている。



図Ⅱ. 1-3 業種別の発生量



図Ⅱ. 1-4 業種別の排出量

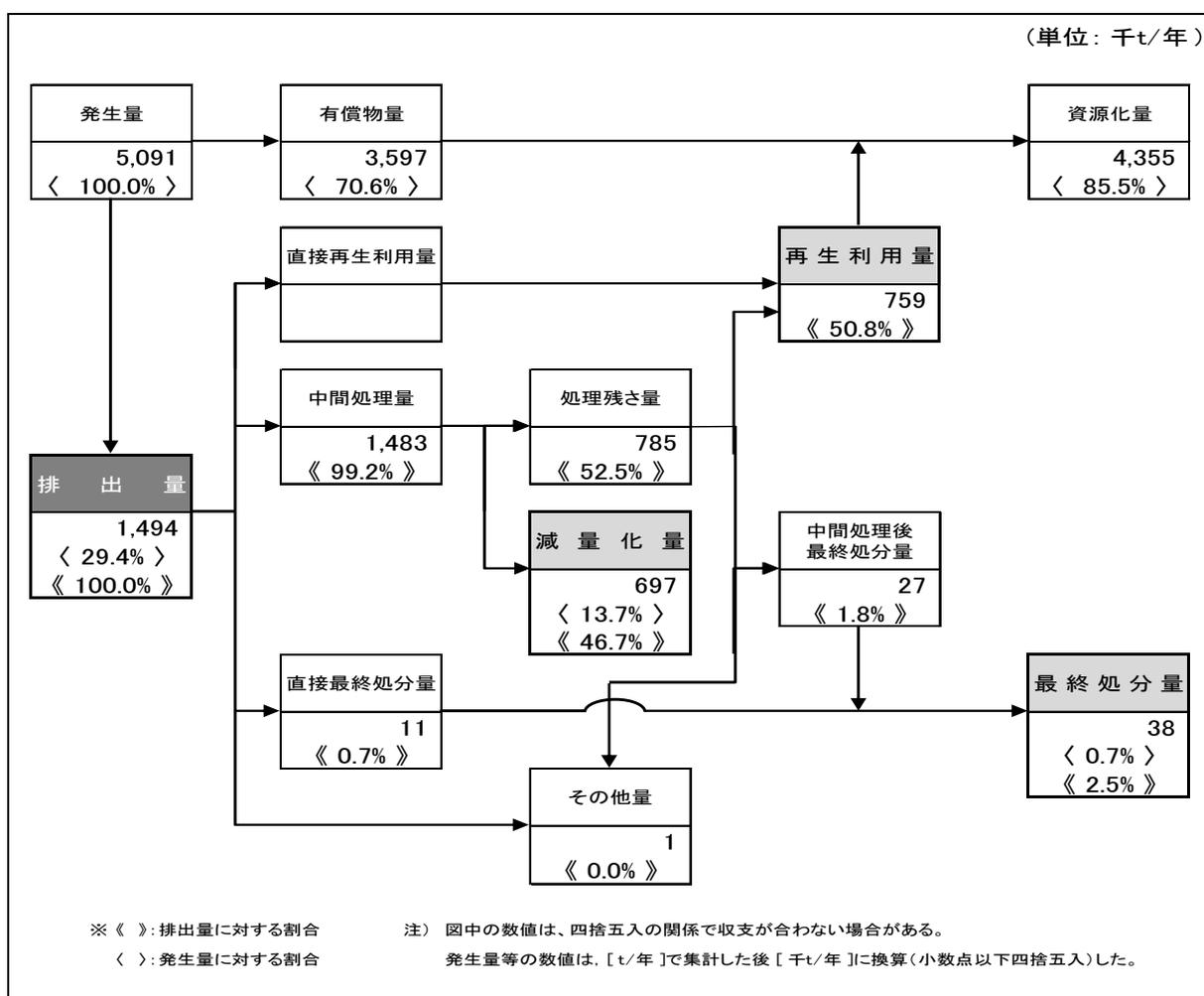
## 第2節 産業廃棄物の処理・処分の状況

### (1) 産業廃棄物の処理・処分の状況

産業廃棄物の排出量1,494千tのうち、再生利用量は759千t（排出量の50.8%）、減量化量は697千t（同46.7%）、最終処分量は38千t（同2.5%）となっている。

また、種類別の処理・処分状況を割合で見ると、排出量の多い汚泥は87%が減量化されており、次いで排出量の多いがれき類は98%が再生利用されている。業種別の処理・処分状況もこれを反映したものとなっている。

なお、特別管理産業廃棄物の排出量64千tのうち、再生利用量は60千t（特別管理産業廃棄物排出量の94%）、減量化量は3千t（同5%）、最終処分量は1千t（同2%）となっている。



図Ⅱ. 2-1 処理・処分状況のフロー



## (2) 再生利用状況

再生利用量は、排出量の 50.8%にあたる 759 千 t で、これを種類別にみると、がれき類が 308 千 t (再生利用量の 40.6%) で最も多く、以下、汚泥が 91 千 t (同 12.0%)、ばいじんが 80 千 t (同 10.5%) となっている。

また、用途別にみると、土木・建設資材 (主にながれき類) が再生利用量の 48.4%にあたる 367 千 t で最も多く、以下、セメント原料 (主にばいじん、汚泥) が 167 千 t (再生利用量の 22.0%)、燃料 (主に廃プラスチック類、木くず) が 83 千 t (同 10.9%) となっている。

表Ⅱ. 2-1 利用用途別の再生利用量

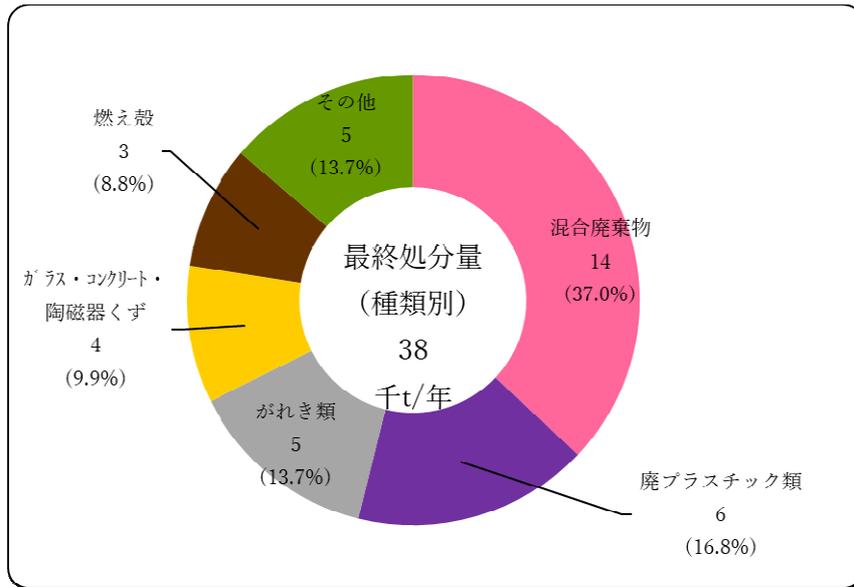
(単位:千t/年)

種 類	用途別	合計	土木・建設 資材	セメント 原材料	燃料	肥料	鉄鋼原料	プラスチック 原材料	飼料	その他
再生利用量 計 (構成比)		759 (100.0%)	367 (48.4%)	167 (22.0%)	83 (10.9%)	31 (4.1%)	15 (2.0%)	9 (1.2%)	0 (0.0%)	87 (11.4%)
燃え殻		9	3	7						
汚泥		91	5	48	3	1	0			33
廃油		36	0	20	12	0	0		0	4
廃酸		1	0	0	1	0	0			0
廃アルカリ		53		27	13		0			13
廃プラスチック類		37	0	1	21		0	8		8
紙くず		3	0	0	0		1	0		1
木くず		28	0	0	19	0				8
繊維くず		0		0	0					0
動植物性残さ		4	2			0				1
動物系固形不要物										
ゴムくず		0								0
金属くず		18		0	0		14			4
ガラス・コンクリート・陶磁器くず		41	30	2	0		0			9
鋳さい		2		2						1
がれき類		308	307	0	1		0			0
動物のふん尿		30				30				
動物の死体		0				0				
ばいじん		80	19	61						0
その他の産業廃棄物		18	0	1	12		0	1		4

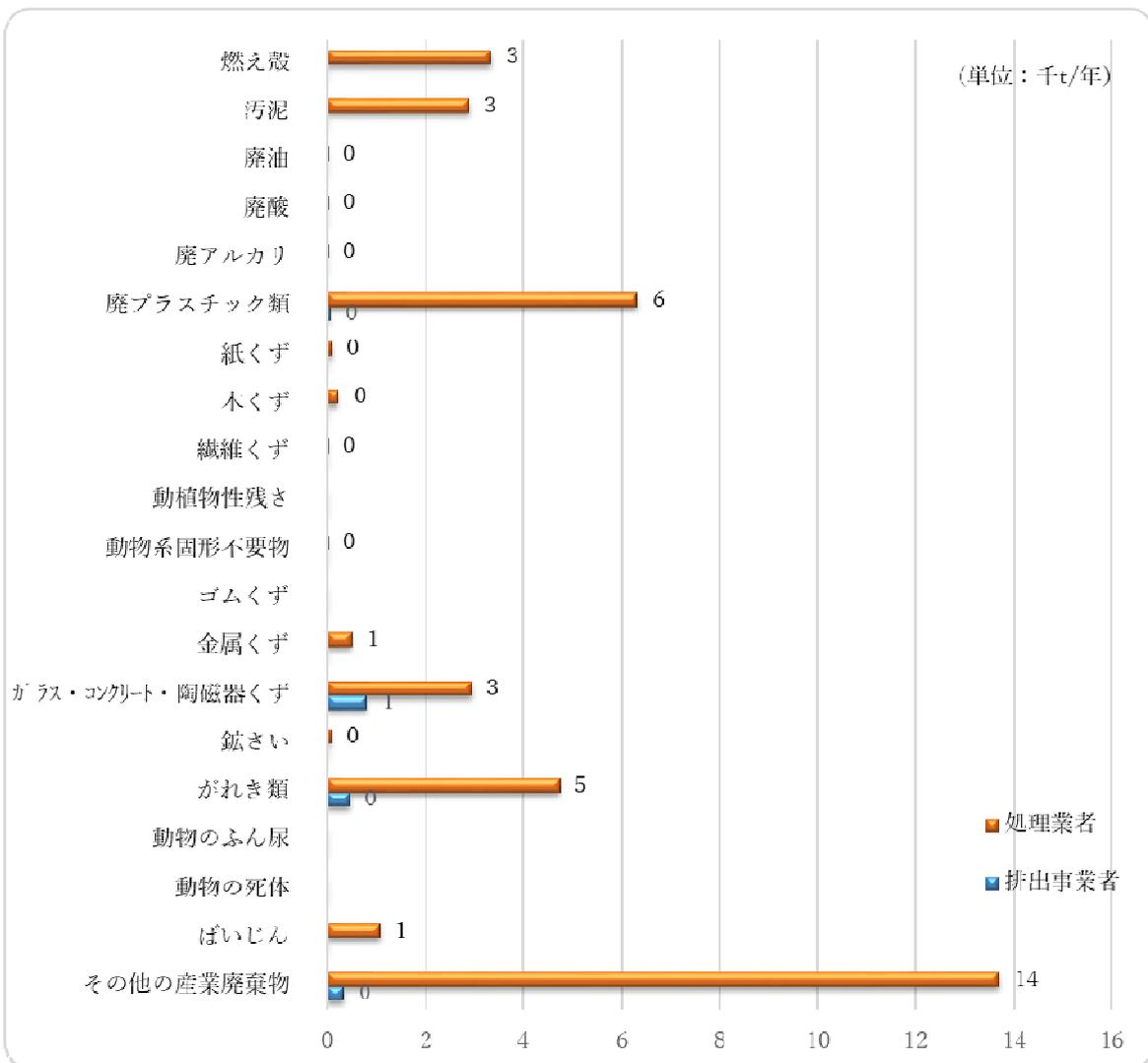
## (3) 最終処分の状況

最終処分量は、排出量の 2.5%にあたる約 38 千 t で、これを種類別にみると、混合廃棄物<sup>\*</sup>が 14 千 t (最終処分量の 37.0%) で最も多く、以下、廃プラスチック類が 6 千 t (同 16.8%)、がれき類が 5 千 t (同 13.7%) となっている。

処分主体別でみると、排出事業者による最終処分量は 2 千 t (4.4%)、処理業者による最終処分量は 36 千 t (95.6%) となっており、最終処分量のほとんどは処理業者が占めている。



図Ⅱ. 2-4 市内から排出された最終処分量



図Ⅱ. 2-5 処分主体別の最終処分量

#### (4) 広域移動状況

産業廃棄物の市内外の移動状況を見ると、平成30年度に市内から市外へ搬出された量が462千t（内県外への搬出量172千t）であるのに対し、市内へ搬入された量は463千t（内県外搬入量204千t）となっている。

表Ⅱ. 2-2 処理目的別広域移動状況

(単位:千t/年)

区分	中間処理目的	最終処分目的	計
市外への搬出量	462 (192)	1 (1)	462 (194)
市外(県内)	290 (127)	1 (0)	291 (127)
県外	172 (66)	0 (1)	172 (67)
市内への搬入量	287 (315)	176 (131)	463 (446)
市外(県内)	240 (253)	19 (8)	259 (262)
県外	47 (62)	157 (123)	204 (184)
差引	175 (-123)	-176 (-130)	-1 (-252)

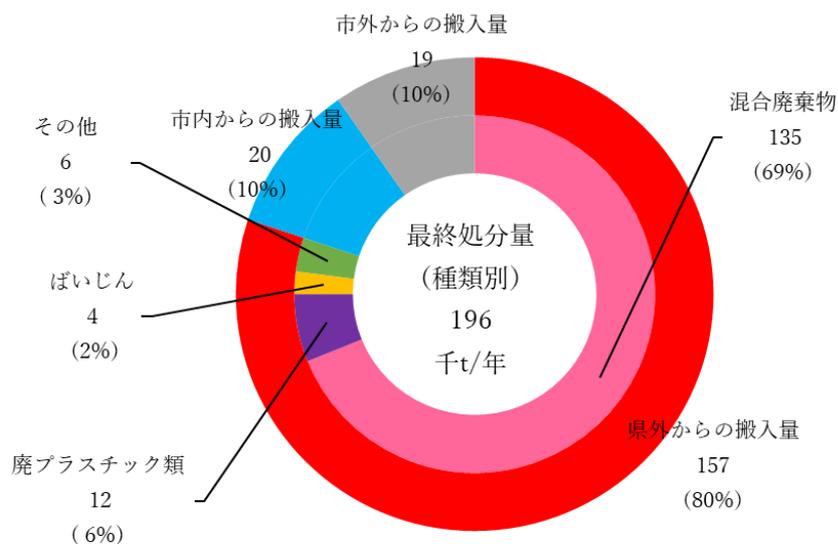
注) 表中の( )内は、2013年度(平成25年度)調査時のものを示す。

市外(県内)への搬出については、ほとんどが中間処理目的であり、種類としては、ばいじん52千t、汚泥37千t、がれき類26千tとなっている。

県外への搬出についても、ほとんどが中間処理目的であり、種類としては、廃アルカリ54千t、汚泥37千t、廃油25千tとなっている。

市外(県内)からの搬入については、約9割が中間処理目的であり、種類としては、がれき類154千t、ガラス・コンクリート・陶磁器くず53千tとなっており、最終処分目的の搬入量は19千tのみである。

県外からの搬入については、約8割が最終処分目的であり、種類としては、混合廃棄物136千t、廃プラスチック類44千tとなっており、中間処理目的の搬入量は47千tである。市内処理業者における最終処分量の約8割を県外産業廃棄物が占めている状況である。



図Ⅱ. 2-6 市内の最終処分場に最終処分された量

広域移動状況を地方ブロック別で見ると、県外への搬出は九州が大部分を占めているのに対して、県外からの搬入は九州だけでなく、近畿や中部など広域に及んでいる。

表Ⅱ. 2-3 地方ブロック別の広域移動状況

(単位: 千 t/年)

地方	市外搬出量			市内搬入量		
	中間処理	直接最終処分	計	中間処理	直接最終処分	計
市外(県内)	290 (127)	0 (0)	291 (127)	240 (253)	19 (8)	259 (262)
県外	172 (66)	0 (1)	172 (67)	47 (62)	157 (123)	204 (184)
北海道東北	0		0		(0)	(0)
関東				5 (35)	20 (28)	25 (63)
中部	2 (1)		2 (1)	3 (4)	43 (18)	46 (22)
近畿	1 (0)		1 (0)	1 (0)	53 (31)	54 (31)
中国	37 (9)		37 (9)	4 (2)	9 (11)	13 (13)
四国	15 (12)		15 (12)	(0)	0	0 (0)
九州・沖縄	116 (45)	0 (1)	116 (46)	34 (20)	32 (35)	66 (55)
合計	462 (192)	0 (1)	462 (194)	287 (315)	176 (131)	463 (446)

注) 表中の ( ) 内は 2013 年度(平成 25 年度)調査時のものを示す。

### (5) 産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物の処理施設(以下、「処理施設」という。)は、令和 2 年 1 0 月 1 日現在、386 施設(中間処理施設 368 施設、最終処分場 18 施設)が設置されており、そのうち法第 15 条の規定に基づく許可の対象となる施設は 147 施設(中間処理施設 129 施設、最終処分場 18 施設)である。

表Ⅱ． 2－4 中間処理施設の設置状況（令和2年10月1日現在）

施設の区分		許可対象	許可対象外
汚泥	脱水施設	21	6
	乾燥施設	1	0
	天日乾燥施設	0	4
	焼却施設	5	0
廃油	油水分離施設	2	6
	焼却施設	8	0
廃酸・廃アルカリの中和施設		3	6
廃プラスチック類	破碎施設	15	50
	焼却施設	6	1
木くずまたはがれき類の破碎施設		59	29
汚泥のコンクリート固型化施設		1	0
上記以外の焼却施設		8	4
上記以外の破碎施設		0	27
その他の産業廃棄物処理施設		0	106
合計		129	239

表Ⅱ． 2－5 最終処分場の設置状況（令和2年10月1日現在）

施設の区分	施設数	残余容量(千m <sup>3</sup> )
安定型	14	956
管理型	4	1,919
合計	18	2,875

#### (6) 不法投棄および野外焼却の発見状況

不法投棄の発見件数は、令和元年度にわずかに増加したものの、5年前からは大幅に減少している。内訳としては一般廃棄物を主とした小規模な不法投棄が多く確認されているが、生活環境保全上支障が生じる恐れのあるものについては、早期に撤去を行っている。

表Ⅱ． 2－6 不法投棄の状況

種 別	年 度				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般廃棄物	278	145	143	99	105
産業廃棄物	17	20	5	13	8
合 計	295	165	148	112	113

野外焼却の発見件数は、平成28年度以降増加傾向にある。一般廃棄物を主とした小規模な野外焼却が確認されているが、野外焼却は原則禁止である旨を原因者に対し指導を行っている。

表Ⅱ. 2-7 野外焼却の状況

種 別	年 度				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
野外焼却	107件	73件	89件	108件	120件

### 第3節 計画の達成状況

平成28年3月に策定した前指導計画における令和2年度までの各目標値及び平成30年度までの実績値は、以下に示す表のとおりである。平成30年度には排出量、再生利用率及び最終処分率のいずれの項目も前指導計画において定めた目標を達成できており、令和2年度においても目標を達成できる見込みである。

表Ⅱ. 3-1 前指導計画における目標値等

区分	平成21年度 (実績値)	平成25年度 (実績値)	平成30年度 (実績値)	令和2年度 (目標値)	評価	
排出量	1359 千t	1481 千t	1494 千t	1496 千t	達成見込	
再生利用率	43.0% (581 千t)	45.9% (680 千t)	50.8% (759 千t)	46.2% (691 千t)	達成見込	
最終処分率	5.0% (68 千t)	3.5% (52 千t)	2.5% (38 千t)	3.2% (49 千t)	達成見込	
参考	減量化量	710 千t (52.0%)	749 千t (50.6%)	697 千t (46.7%)	756 千t (50.6%)	参考

### 第4節 産業廃棄物の現状における課題

目標の達成状況と産業廃棄物の処理の現状、実態調査の結果から抽出された産業廃棄物の主要な課題は次のとおりである。

#### (1) 排出抑制および再生利用等の促進

##### a. 排出量抑制対策

排出量、再生利用量および最終処分量のいずれの項目においても前指導計画の目標を達成できているが、排出量の増減は社会情勢の変化、とりわけ景気動向の変化に起因することが多いことから、今後も引き続き積極的な排出抑制に取り組む必要がある。

##### b. 多量排出事業者\*による排出抑制および再資源化対策

多量排出事業者からの排出量が、排出量全体の半数以上を占めていることから、多量排出事業者に対する排出抑制および再生利用の促進が必要である。

### **c. 各種リサイクル法制度に基づく適正処理、再生利用の推進**

建設リサイクル法<sup>※</sup>及び自動車リサイクル法<sup>※</sup>に基づき、解体工事等で発生する建設廃棄物及び使用済自動車は、適正な処理および再生利用をする必要がある。

また、食品リサイクル法<sup>※</sup>に基づき、食品製造業者の生産・製造工程から発生する動植物性残さについては、排出抑制および再生利用を推進していく必要がある。

### **d. 混合廃棄物の排出抑制および再資源化対策**

混合廃棄物が増加傾向にあるが、この大部分は県外で中間処理された廃棄物の残さであり、本市の管理型最終処分場に搬入され処分場の残余容量を減少させている。

最終処分量を抑制するためには、中間処理前に徹底した選別を行うほか、搬入された混合廃棄物を高度な選別により再資源化を図る必要がある。

## **(2) 適正処理の確保**

### **a. 産業廃棄物の混入防止対策**

市が管理する佐野清掃センターおよび福宗環境センター清掃工場において、事業系一般廃棄物搬入車両に対する展開検査を実施した際に、廃プラスチック類や金属くず等の産業廃棄物の混入がみられる。産業廃棄物が分別されずに、一般廃棄物として不適正処理されているため、収集運搬業者をはじめ、排出者に対し責任を持って適正処理するよう指導する必要がある。

### **b. 不法投棄防止対策**

不法投棄の発見件数は、産業廃棄物監視員による監視パトロールや監視カメラの設置等のこれまでの取り組みにより、平成28年度以降大きく減少している。近年、発見件数は横ばい傾向にあり、依然として小規模な不法投棄事案が発見されていることから、引き続き監視体制の強化、原因者等への厳格な責任追及により、不法投棄の根絶に向けた取り組みの強化が必要である。

### **c. 野外焼却防止対策**

野外焼却は、煙や悪臭等により、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす行為であるほか、ダイオキシン類など有害物質の発生原因になる場合があることから原則として禁止されている。原因者への指導だけでなく、禁止行為であることを広く周知していく必要がある。

### **d. 不適正処理防止対策**

産業廃棄物の不適正処理を防止するため、処理施設設置者に対して、処理基準や維持管理基準等を遵守させ、適正な処分が行われるよう継続的な監視指導を行う必要がある。特に最終処分場に対しては、浸透水等の水質検査や搬入する産業廃棄物の展開検査の実施等により、適正処理の徹底を確保する必要がある。

#### **e. 有害物質等を含む産業廃棄物対策**

石綿含有産業廃棄物、水銀廃棄物等の有害物質を含む産業廃棄物および感染性産業廃棄物については、それぞれのガイドラインに従い適正に処理することが求められていることから、排出事業者や処理業者に対して広く周知するとともに、排出から処分に至るまで適正処理の監視・指導を強化する必要がある。

### **(3) 県外産業廃棄物対策**

市内の最終処分量の約8割は県外から搬入された産業廃棄物であるが、そのうち約9割が混合廃棄物であり、管理型最終処分場の残余容量を減少させている。また、安定型最終処分場で処理される県外産業廃棄物については、有機質が付着したプラスチック類の廃容器包装等、処理基準に適合しない搬入が見られる。そのため、「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例<sup>\*</sup>」に基づく事前協議や展開検査の実施など、県外の排出事業者および処理業者に対する指導を行い、処理基準に適合しない産業廃棄物の搬入を防止し、適正処理を確保する必要がある。

### **(4) 周辺住民の理解と協力の確保**

処理施設は、産業廃棄物の適正処理の確保や再生利用の促進において重要な役割を果たすため、必要な施設については整備する必要がある。その一方で、こうした処理施設は、周辺住民から悪臭や騒音などの苦情や生活環境等に対する不安の声が寄せられる施設でもあることから、当該処理施設の設置及び適正な維持管理が周辺住民の理解の下に行われるよう、処理施設設置者と周辺住民の信頼関係の構築を図る必要がある。

### **(5) 産業廃棄物処理施設の計画的な整備**

本市では、最終処分場の施設数が18施設と、県全体の施設数の約半数が集中しており、最終処分目的での県外産業廃棄物の搬入が多い一因となっている。一方、感染性廃棄物を受入処理できる焼却施設等は1施設、水銀廃棄物を処理できる施設は蛍光管の破砕施設が2施設あるのみであり、処理できない産業廃棄物も存在する。市内から排出される産業廃棄物の適正処理を確保するために、処理施設の適正な整備を図る必要がある。

また、近年、自然災害が激甚化、頻発化し大量の災害廃棄物が排出されその処理が問題となっているが、令和2年7月の法施行規則の改正により、一般廃棄物である災害廃棄物を産業廃棄物処理施設において処理する場合の要件等が緩和されることとなった。非常災害時の応急措置として災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するために、災害廃棄物の処理に協力できる産業廃棄物処理施設の整備が必要である。

### 第3章 産業廃棄物の減量化・資源化目標

#### 1節 産業廃棄物の排出量等の推計及び減量化・資源化目標

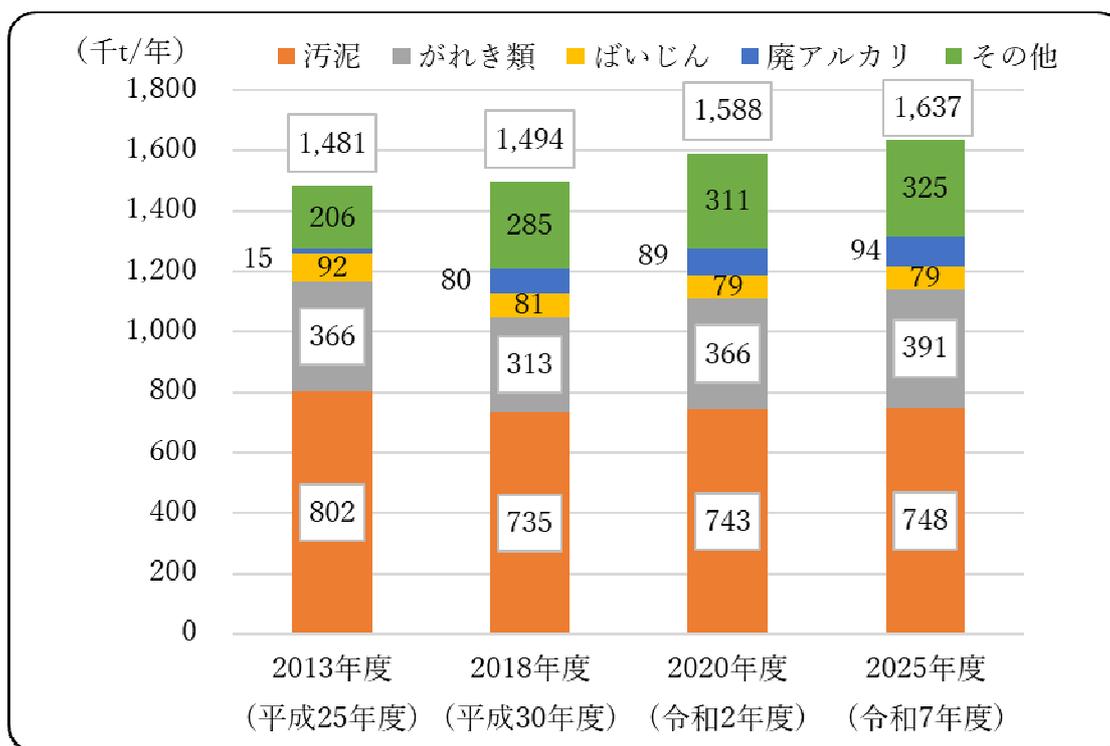
##### (1) 排出量の将来予測

産業廃棄物の将来予測については、今後とも飛躍的な技術革新および法律上の産業廃棄物の分類に変化がなく、現状（平成30年度実績）における産業廃棄物の排出量と業種ごとの経済指標（活動量指標：従業員数、元受完成工事高、製造品出荷額等）との関係は変わらず、排出原単位は変化しないと仮定して予測を行っている。なお、業種ごとの活動量指標の将来予測に関しては、過去からの傾向（トレンド）が将来も同様に続くものとしてトレンド法を用いた。ただし、電気・ガス・熱供給・水道業については、現況と同等とした。

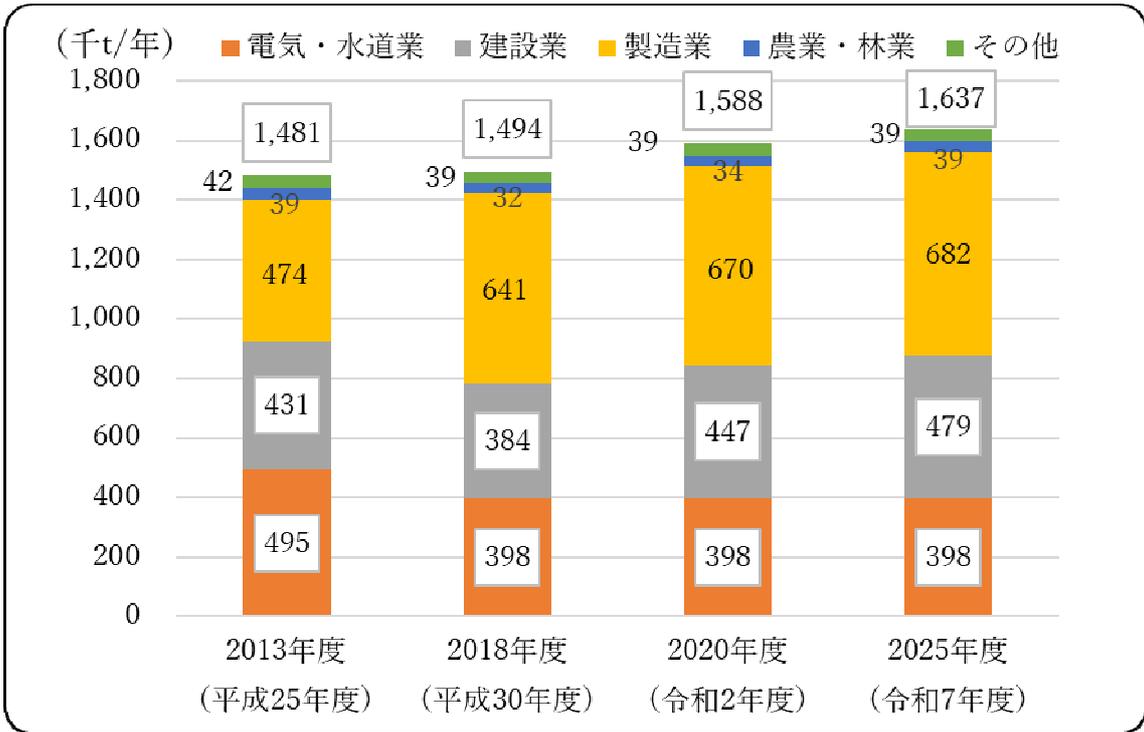
産業廃棄物の排出量は、令和2年度に1,588千t（平成30年度から6.3%増加）、令和7年度に1,637千t（同9.6%増加）と予測され、平成30年度から増加していくと予測される。

種類別にみると、汚泥は下水道整備率が横ばいで推移することが想定されるため、排出量も横ばいで推移すると予測される。がれき類については、高度成長期以降に整備された社会資本が順次ライフサイクルを迎えるため、建設工事の増加が想定され、排出量が増加すると予測される。

業種別に見ると、製造業、建設業は増加、電気・水道業は横ばいで推移すると予測される。



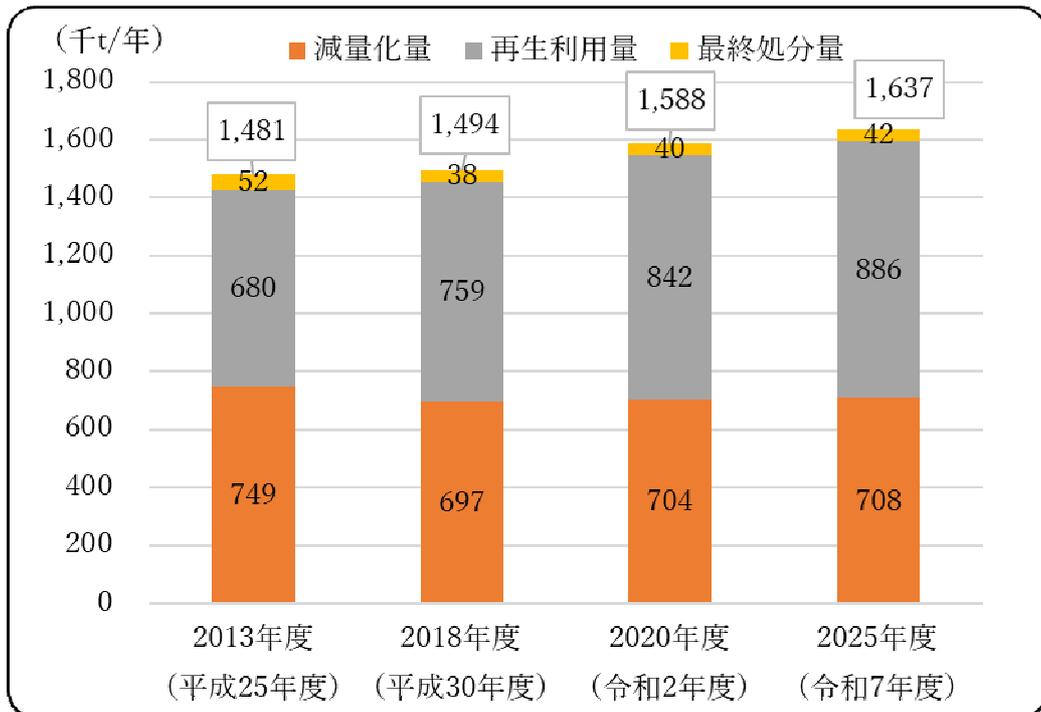
図Ⅲ. 1-1 種類別の排出量の将来予測



図Ⅲ. 1-2 業種別の排出量の将来予測

(2) 処理・処分状況の将来予測

産業廃棄物の排出量のうち、再生利用率が高いがれき類（主に建設業）などの排出量が増加することを受けて、再生利用量は増加するものと予測される。対して、減量化率が高い汚泥（主に電気・水道業）は、その排出量とともに減量化量も横ばいで推移すると予測される。また、最終処分量は横ばいで推移すると予測される。



図Ⅲ. 1-3 処理・処分状況の将来予測

### (3) 産業廃棄物の排出量等の減量化・資源化目標

本指導計画においては、実態調査の結果及び前指導計画において設定した目標の達成状況を勘案し、更なる排出の抑制と再生利用を促進し、循環型社会の形成を目指すための新たな目標を設定する。

新たな目標については、排出量等の予測結果を参考としつつ、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針」や県の「第5次大分県廃棄物処理計画」等を踏まえ、以下のとおり設定する。

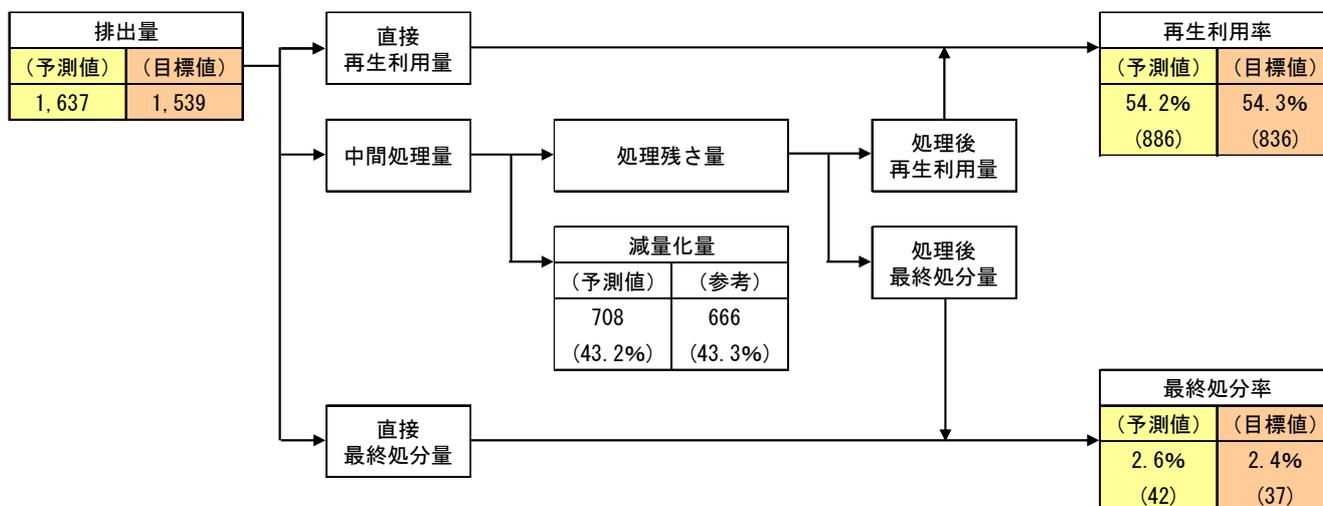
**【令和7年度の減量化・資源化目標】**

- 排出量を、令和7年度予測値より約6%削減し、1,539千t以下とする。
- 再生利用率を、平成30年度実績値より約3.5%増加し、54.3%以上とする。
- 最終処分率を、平成30年度実績値より約0.1%削減し、2.4%以下とする。

表Ⅲ. 1-1 産業廃棄物の減量化等の目標値

区分	平成25年度 (実績値)	平成30年度 (実績値)	令和7年度		
			(予測値)	(目標値)	
排出量	1481 千t	1494 千t	1637 千t	1539 千t	
再生利用率	45.9% (680 千t)	50.8% (759 千t)	54.2% (886 千t)	54.3% (836 千t)	
最終処分率	3.5% (52 千t)	2.5% (38 千t)	2.6% (42 千t)	2.4% (37 千t)	
参考	減量化量	749 千t (50.6%)	697 千t (46.7%)	708 千t (43.2%)	666 千t (43.3%)

(単位：千t/年)



図Ⅲ. 1-4 減量化等の目標値の処理・処分状況フロー

## 第4章 産業廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に向けた施策

第2章において掲げた課題や第3章において設定した令和7年度の減量化、資源化目標を踏まえ、以下のとおり、産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の確保に向けた施策を定める。

### 第1節 産業廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に向けた施策

#### (1) 排出抑制及び再生利用の促進

##### a. 排出者の意識の向上

排出事業者に対する講習会や市のホームページ等を通じて、産業廃棄物の排出を抑制する取り組みや、排出段階での分別の徹底等による再生利用の促進など、排出者の意識の向上を図る。

特に、最終処分される産業廃棄物はその殆どが中間処理業者から排出されるものであることから、中間処理業者が排出者として処理責任を負うことを自覚してもらい、排出抑制や再資源化に取り組んでもらうよう促していく。

##### b. 多量排出事業者の処理計画等に対する指導・助言

多量排出事業者から排出される産業廃棄物の量は、排出量全体の半数以上を占めていることから、多量排出事業者の処理計画の策定を通して、必要な指導及び助言を行い、排出抑制及び再生利用の促進を図る。

##### c. 各種リサイクル法制度に基づく適正処理、再生利用の推進

建設リサイクル法及び自動車リサイクル法に基づき、解体工事等で発生する建設廃棄物及び使用済自動車については、適正な処理および再生利用を促進する。特に公共工事により発生する建設廃棄物については、行政自らが率先して排出抑制に努め、再生資材として積極的な利用の拡大を図る。また、関係部局と連携して解体工事等の現地調査に同行し、分別解体を徹底し、適正処理および再生利用を促進する。

食品リサイクル法に基づき、食品製造業者から発生する動植物性残さについては、発生抑制および再生利用を促進する啓発を関係部局と協調して実施する。また、食品リサイクル業者に対しては、積極的に事業を推進するよう啓発し、悪臭等により周辺住民の生活環境に悪影響を与える場合は、臭気対策等について指導・助言を行う。

##### d. 混合廃棄物の排出抑制および再資源化の推進

混合廃棄物は、大部分が管理型最終処分場で埋立処分されており、残余容量を減少させていることから、排出抑制および再資源化が必要である。処理業者に先進事例や最新機器を周知し、中間処理施設の強化を図ることで混合廃棄物の排出抑制および再資源化を促進する。

## **(2) 適正処理の確保**

### **a. 排出者責任の徹底**

排出事業者へ処理基準および委託基準等の厳守など、排出者責任の徹底を図る。

また、処理委託後の産業廃棄物の処理状況の把握に努めるよう指導・啓発を行う。

### **b. 不法投棄対策の強化**

産業廃棄物監視員による監視パトロールの実施、監視カメラおよび注意喚起の看板の設置等により、不法投棄の未然防止に努める。また、ドローン活用による廃棄物の効率的かつ効果的な監視体制の構築を図る。

不法投棄に対しては、原因者に原状回復させることを基本とし、悪質な事案に対しては、告発等を含めた厳正な対応を行うとともに、投棄された廃棄物の排出者や土地所有者に対して必要な措置を命じ、状況の改善を図る。

なお、原因者が不明かつ生活環境保全上の支障が生じるおそれのあるような事案については、撤去を行うなど早期の改善を図る。

また、本市、県、大分県警察本部、関係団体より構成される「大分市廃棄物不法処理防止連絡協議会」と連携を強化する。

### **c. 野外焼却対策の強化**

廃棄物の野外焼却については、禁止行為であることや有害なダイオキシン類の発生源となる可能性があることを知らない事業者もいることから、本市のホームページ等を通じて周知していく。

#### **d-1. 産業廃棄物処理施設に対する監視指導の強化**

不適正処理を未然に防止するため、処理業者に対する立入検査を強化し、保管施設を含む処理施設の適正な維持管理の確保を図る。焼却施設については、排ガス等の検査、最終処分場については、浸透水等の水質検査や悪臭調査、残余容量調査を本市が実施し、適正な維持管理の確保を図る。

また、安定型最終処分場においては、水質悪化や悪臭の原因となる不適物の混入を防止するため、搬入する産業廃棄物の展開検査等による監視指導を強化する。

このほか最終処分場等の監視については、ドローン等を活用した効率的、効果的な監視体制を構築する。

#### **d-2. マニフェスト<sup>\*</sup>制度の適正な運用の促進**

排出事業者に対する講習会や、本市のホームページ等を通じて、マニフェスト制度の適正な運用の徹底を図る。

また、産業廃棄物の処理状況の情報管理が簡便・確実でかつ迅速に対応できる電子マニフェスト制度の普及を促進する。なお、令和2年4月より、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者については、電子マニフェストを使用した処理委託が義務化されている。

### **d－3．不適正処理対策の強化**

基準に適合しない産業廃棄物の処理または保管等を行っている排出事業者、処理業者等に対し、早期に必要な行政指導や行政処分を行うとともに、悪質な違反行為に対しては、関係行政機関と連携して厳正な対応を行う。

平成29年末に中国が廃プラスチック類の輸入を禁止したことにより、国内処理される廃プラスチック類の量は増加しており、行き場を失った廃プラスチック類が不法投棄および不適正処理される可能性もあるため、監視体制の強化を図る。

産業廃棄物監視員が行う不適正処理の監視活動については、定期的な研修の実施等により産業廃棄物処理業者に関する情報共有に努め、効果的かつ効率的な監視体制を構築する。

### **d－4．早期かつ的確な行政処分**

平成30年4月より「行政処分の指針」が見直され、行政処分の迅速化が謳われている。基準に適合しない産業廃棄物の処理が行われている場合には、その状況を改善させるため、速やかに必要な行政指導や改善命令等を行とともに、悪質な違反行為に対しては、大分県および大分県警と連携を密にして厳正に対処する。

### **d－5．優良産廃処理業者認定制度の推進**

国の「優良産廃処理業者認定制度（以下、「法認定」という。）」により、排出事業者が優良な処理業者を選択できる環境が整備されることで、産業廃棄物の処理の適正化が図られている。本市では、処理業者が法認定を目指しレベルアップすることを目的とした、「おおいた優良産廃処理業者評価制度（以下、「市認定」という。）」を平成26年4月より導入しており、市認定業者を徐々に増やしながら、法認定業者へ誘導していくことにより、適正処理を確保する。

現在、市認定および法認定の優良産廃処理業者の優遇措置として、市のホームページ上で事業者一覧表の最上部に掲載し、優良業者であることを明示するほか、優良産廃処理業者を紹介するパンフレットを作成し排出事業者に配布している。産廃処理業者の優良認定取得の推進に向けて、その他の優遇措置について検討を行う。

### **e－1．石綿含有産業廃棄物の適正処理の推進**

石綿含有産業廃棄物については、令和2年6月の大気汚染防止法の一部改正により、今後、排出量が増加することが予想される。大気汚染防止法および「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に基づき、排出事業者及び処理業者に対し、排出から処分まで適正な処理が行われるよう、関係行政機関と連携して監視指導の強化を図る。また、中間処理施設への立入検査だけでなく、関係課とともに解体工事現場の立入調査を行うことにより、再生砕石等への混入防止の指導を行う。

#### **e-2. ダイオキシン類の排出の監視および適正処理の推進**

ダイオキシン類の排出の監視及び適正処理の確保については、産業廃棄物焼却施設における排ガス、管理型最終処分場における処理水の測定及び立入検査を行政検査により実施し、適正な維持管理の確保を図る。また、法により約5年毎に実施する産業廃棄物処理施設の定期検査において、構造基準および維持管理基準について検査・指導を実施し、適正処理を確保する。

#### **e-3. 水銀廃棄物の適正処理の推進**

廃水銀等の水銀廃棄物については、「水銀廃棄物ガイドライン」に基づき、排出事業者および処理業者に対し、排出から処分まで適正な処理が行われるよう指導する。

#### **e-4. 感染性産業廃棄物の適正処理の推進**

感染性産業廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物マニュアル」に基づき、適正な保管及び処理が行われるように医療関係機関等に対して指導を行う。また、市のホームページに国からの通知やガイドラインを掲載し、排出事業者および感染性廃棄物処理業者に対して適正な処理が行われるよう周知していく。

#### **e-5. フロン類の適正処理の推進**

フロン類については、令和2年4月にフロン排出抑制法の改正により、建物解体時および廃棄する際の規制が強化されたことから、これを解体業者、排出事業者および処理業者に周知することによりフロン類の適正処理を推進する。

#### **e-6. PCB廃棄物の適正保管・期限内処理の徹底**

「ポリ塩化ビフェニル（PCB）特別措置法」に基づき、保管事業者に対して厳重な保管を指導するとともに、対象となる低濃度PCB廃棄物の期限内処分を推進する。

### **(3) 県外産業廃棄物対策**

#### **1. 県外産業廃棄物排出事業者に対する指導**

県外産業廃棄物の搬入が、県内から排出される産業廃棄物の円滑な処理を妨げることをないよう、「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づく事前協議の中で、搬入状況を正確に把握するとともに、県と合同で立入検査を行い、排出事業者に対しては処理基準の遵守等について指導を行う。

なお、県と合同での立入検査の際には、市内の最終処分場に混合廃棄物を直接最終処分している事業者に対して、排出段階での分別および再生利用を促進するよう県とともに指導する。

また、展開検査等で処理基準に適合しない産業廃棄物の搬入を確認した場合は、排出事業者に対して文書指導を行うほか、適正な処理が行われたことを確認するまでの間は搬入停止措置をとることにより、適正な処理の確保を図る。

## 2. 県外産業廃棄物の搬入処理施設に対する指導

県外産業廃棄物を受け入れる処理施設に対して、必要に応じ、搬入する県外産業廃棄物の展開検査を実施し、処理基準に適合しない産業廃棄物の搬入を確認した場合には持ち帰らせるなど、不適正処理の防止を図る。また、放射性物質に汚染された産業廃棄物が搬入されることがないように、定期的実施している水質及び悪臭調査に加えて、立入検査を実施し、監視指導の強化を図る。

### (4) 周辺住民の理解と協力の確保

#### 1. 処理業者による情報公開の促進

産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場の設置者は、当該施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報を、インターネット等の適切な方法により公表しなければならないことから、処理施設の設置者に対して、適切な情報の公開について指導し、処理施設に対する市民の不信感や不安感の払拭を図る。

特に優良産廃処理業者は、インターネット上に許可の内容や産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況、財務諸表などを公開し、事業内容が透明化されており、こうした優良産廃業者が増えていくことが産業廃棄物の適正処理の確保とともに市民の理解を得ることにつながると考えられることから、優良産廃業者を育成するとともに、優良産廃処理業者および認定制度の周知に努める。

#### 2. 市民対話によるリスクコミュニケーション<sup>※</sup>の実施

処理施設の周辺住民から、水質汚濁、大気汚染、悪臭など生活環境や公衆衛生に対する不安の声が寄せられる場合もあることから、処理施設を設置しようとする者が処理施設の円滑な設置及び適正な維持管理を行うためには、周辺住民からの理解と協力を得ることが重要である。

本市では、「大分市産業廃棄物処理施設等に関する指導要綱<sup>※</sup>(以下、「指導要綱」という。)」に基づき、処理施設を設置しようとする者に対して、許可申請前に設置に関する事前協議を行い、周辺住民の理解と協力を得るために住民説明会の開催など必要な措置をとるよう指導を行うほか、周辺住民に対して、必要な処理施設等の情報提供に努める。

#### 3. 産業廃棄物処理施設の周辺整備

産業廃棄物処理施設の周辺住民の要望等に対しては、処理業者は「大分県産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費補助金<sup>※</sup>」を活用するなどして、産業廃棄物処理施設周辺の環境整備を行う。

### (5) 産業廃棄物処理施設の計画的な整備

第5章において定める「産業廃棄物処理施設の整備方針」に基づき、民間事業者による処理施設の整備に取り組む。また、市は指導要綱に基づく事前協議において、設置される処理施設が周辺地域の生活環境に配慮した施設となるよう指導する。

## 第5章 産業廃棄物処理施設の整備に関する事項

### 第1節 産業廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

#### (1) 産業廃棄物処理施設の計画的な整備

処理施設の整備は、社会の経済活動に不可欠であり、資源の再利用、有効活用や生活環境を保全するとともに産業廃棄物の適正な処理を確保するうえで極めて重要である。

その一方で、処理施設の中には、周辺住民から生活環境や公衆衛生に対する不安の声が寄せられる施設もあることから、当該処理施設の設置や適正な維持管理が、周辺住民の理解の下に行われることが求められている。

本市においては、指導要綱に基づき、設置に関する事前協議を行い、処理施設の設置者に対しては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、周辺住民の理解と協力を得るための必要な措置をとるよう指導及び助言を行う。

#### (2) 中間処理施設の処理能力の見通し

令和2年10月1日現在の中間処理施設の設置状況及び処理能力は以下の表のとおりである。現有の中間処理施設の処理能力の合計と市内処理量の将来予測から勘案すると、令和7年度においても対応が可能であると考えている。

表V. 1-1 中間処理施設の設置状況（令和2年10月1日現在）

施設の区分		施設数	処理能力	日平均処理量(t/日)	
				平成30年度	令和7年度
汚泥	脱水施設 (m <sup>3</sup> /日)	27 (6)	9,475	123	135
	乾燥施設 (m <sup>3</sup> /日)	1 (0)	50		
	天日乾燥施設 (m <sup>3</sup> /日)	4 (4)	51		
	焼却施設 (t/日)	5 (0)	307		
廃油	油水分離施設 (m <sup>3</sup> /日)	8 (6)	28,142	16	18
	焼却施設 (t/日)	8 (0)	203		
廃酸・廃アルカリの中和施設 (m <sup>3</sup> /日)		9 (6)	41,801	22	24
廃プラスチック類	破碎施設 (t/日)	65 (49)	1,606	164	180
	焼却施設 (m <sup>3</sup> /日)	8 (1)	285		
木くず・がれき類	破碎施設 (t/日)	88 (29)	26,630	921	1,013
汚泥のコンクリート固型化施設 (m <sup>3</sup> /日)		1 (0)	20	1	1
上記以外の焼却施設 (t/日)		12 (4)	362	104	114
感染性産業廃棄物の焼却施設 (特別管理産業廃棄物) (t/日)		1 (0)	11	1	1

※ ( ) 内の数値は許可対象外施設数を示す。

#### (3) 最終処分場の残余容量の見通し

令和2年10月1日現在において、設置許可済みの施設を含めた最終処分場の残余容量を、平成30年度における埋立実績から推計すると、残余年数は、安定型最終処分場で14.1年、管理型最終処分場で10年となっている。残余年数に余力はあるものの、引き続き減量化および再資源化を促進し、埋立量削減に努める必要がある。

なお、県内のみの埋立実績から残余年数を推計すると、安定型最終処分場で23.9年、管理型最終処分場で96年となる。

表V. 1-2 最終処分場の残余容量の見通し（令和2年10月1日現在）

施設の区分	前計画策定時(平成27年4月1日)			令和2年10月1日現在(設置許可済みの施設を含む)			
	残余容量 (千㎡)	埋立実績 (千㎡)	残余年数 (年)	施設数	残余容量 (千㎡)	埋立実績 (千㎡)	残余年数 (年)
安定型	1,311	238	5.5	14	956	68	14.1
管理型	876	71	12.3	4	1,919	192	10.0

#### (4) 産業廃棄物処理施設の整備方針

中間処理施設については、令和2年度における再生利用目標を達成しているが、さらなる再生利用の推進のため、混合廃棄物の選別を行う高度な選別施設等の再資源化施設の整備を図る必要がある。

また、感染性産業廃棄物を処理できる中間処理施設は1施設のみであり、感染症の発生時に適切に処理が継続できる施設整備が必要である。

また、最終処分場については、県全体の施設数の約半数が集中しており、最終処分目的での県外産業廃棄物の搬入が多い一因となっている。最終処分場等の過度の設置は、事業者の過当競争による利益の減少および不適正処理、さらなる県外産業廃棄物の搬入を助長する要因となることが考えられるため、本市では県内の排出量に応じ、必要な処理能力、容量を備えた適切な規模の処理施設の整備が必要である。

このような状況や、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針」及び県の「第5次大分県廃棄物処理計画」を踏まえ、次のとおり「産業廃棄物処理施設の整備方針」を定め、民間事業者による処理施設の適正な整備に取り組む。

## 産業廃棄物処理施設の整備方針

### 1 施設整備の基本的な方向

- ① 県内から排出される産業廃棄物を優先的に処理するための施設として、排出量に応じた適切規模の処理施設を整備
- ② 再生利用率の向上、最終処分の減量化、地球温暖化の防止に配慮した処理施設の整備
- ③ 周辺地域の生活環境に配慮した処理施設の整備
- ④ 周辺住民の理解と協力を得た処理施設の整備
- ⑤ 災害廃棄物の処理協力可能な処理施設の整備

### 2 処理施設の整備目標

- ① 中間処理施設
  - ・再生利用率の向上および最終処分の減量化を推進するための施設の整備を促進する。
  - ・感染症や災害等の発生時に適切に廃棄物の処理ができるような施設整備を目標とする。
- ② 最終処分場
  - ・産業廃棄物の排出抑制、減量化、再資源化を行い、既存施設の延命を図る。
  - ・県内から排出される産業廃棄物を優先的に処分するための施設とする。
  - ・災害廃棄物の処理、協力が可能な処理施設の整備をする。

### 3 周辺住民の理解と協力を得るための措置

- ① 処理施設を設置しようとする者は、説明会の開催等により事前に十分な説明を行うことで、周辺住民の理解と協力を得よう努める。
- ② 処理施設を設置しようとする者は、処理施設の維持管理等について積極的に情報公開を行い、周辺住民の理解と信頼を深め、かつ生活環境の保全等に資するため、周辺住民と協定を締結するよう努める。
- ③ 市は、周辺住民と処理施設の設置者の相互理解を深めるため、必要に応じて処理施設の設置者に対して指導及び助言を行うとともに、周辺住民に対する情報提供等に努める。

## 第6章 計画の推進に向けた関係者の責務と役割

循環型社会の形成及び生活環境の保全を図るためには、産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理を一層推進し、排出事業者、処理業者、本市の各主体が協働して取り組むことが重要であることから、果たすべき責務と求められる役割は以下のとおりである。

### 第1節 責務と役割

#### (1) 排出事業者の責務と役割

##### a. 排出抑制及び再生利用の促進

製造、加工等の工程において、作業工程や、梱包材等の物流資材の見直し等により、産業廃棄物の排出抑制に努めるとともに、排出時の分別の徹底により、再生利用の推進に努める。

また、多量排出事業者は、産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する計画書を策定し、産業廃棄物の排出抑制及び再生利用を推進する。

##### b. 産業廃棄物の計画的な処理

産業廃棄物の発生量及び性状等を正確に把握し、その種類、性状に応じて計画的かつ適正な処理を行う。また、産業廃棄物の性状等に関する情報を処理業者に正確に提供することで、適正処理を確保する。

##### c. マニフェスト制度の徹底

マニフェスト制度の適正な運用を行い、委託した産業廃棄物が適正に処理されたか把握するとともに、その交付状況について管理票交付等状況報告書を提出するなど、制度を遵守する。また、電子マニフェストの積極的な導入に努める。

##### d. 産業廃棄物の適正な処理委託

産業廃棄物の処理を委託する場合は、その種類、性状等を正確に把握して適切な処理業者に委託し、委託契約書の締結などの委託基準を遵守するとともに、適正な処理費用により委託する。

また、委託した産業廃棄物を処理する処理施設を現地にて確認するなど、排出する産業廃棄物が適正に処理されていることの確認に努める。

##### e. 有害物質の適正な保管

特別管理産業廃棄物を排出する事業場においては、法に従い、適正に管理、保管を行う。また、PCB廃棄物を保管する事業者は、厳重な保管を行うとともに、対象となるPCB廃棄物に応じた期限内の早期処分に努める。

##### f. 産業廃棄物処理に係る従業員の教育

産業廃棄物の適正処理に関する教育を従業員に実施するほか、各講習会に積極的に参加し、適正処理の体制の充実に努める。

### **g. 行政施策への協力**

行政が実施する産業廃棄物に係る各種調査に協力し、正確な情報の提供を行うとともに、産業廃棄物処理に関する施策に対して積極的に協力する。

## **(2) 処理業者の責務と役割**

### **a. 産業廃棄物の適正な処理**

処理の受託に当たっては、産業廃棄物の種類、性状等の情報を的確に把握するとともに、書面による契約の締結など、処理基準及び委託基準に従って適正な処理を行う。

### **b. 産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の徹底**

処理施設においては、維持管理計画に基づく施設の管理を行い、維持管理基準を遵守し、現有施設の整備、延命化に努める。なお、施設の設置に当たっては、指導要綱に基づく事前協議の中で地域住民等の理解と協力を得るための必要な措置をとり、周辺住民との相互理解の促進と信頼関係の構築に努める。

また、処理施設の維持管理情報について記録するとともに、インターネット等を活用して情報の公開を行い、情報の透明性に努める。

特に、最終処分場においては、定期的に浸透水等の水質検査を実施し、水質の悪化、ガスの発生等の異常があった場合は速やかに市へ報告する。また、安定型最終処分場の設置者は、安定型産業廃棄物<sup>\*</sup>以外の産業廃棄物が混入しないよう、搬入管理を徹底する。

### **c. 産業廃棄物処理技術の向上と従業員の教育訓練**

複雑多様化する産業廃棄物を適正に処理するため、常に最新の処理技術に関する情報の収集を行い、処理技術の向上に努める。また、従業員への教育訓練の充実を図るほか、各講習会へ積極的に参加し、技能や知識の向上に努める。

### **d. 再生利用の推進**

産業廃棄物の処理に当たっては、分別収集の徹底による最終処分量の削減や、より高度な処理施設を導入することによる混合廃棄物等の再生利用の推進など、積極的な産業廃棄物の再生利用に努める。

### **e. 行政施策への協力**

行政が実施する産業廃棄物に係る各種調査に協力し、正確な情報の提供を行うとともに、産業廃棄物処理に関する施策に対して積極的に協力する。

### **(3) 市の責務と役割**

#### **a. 指導計画の推進及び情報公開と普及啓発の推進**

本指導計画を排出事業者、処理業者に周知するとともに、これらの各主体と協働で取り組むことにより、産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理を推進する。

また、市民に対しても、産業廃棄物処理に係る情報の提供に努め、産業廃棄物の処理事業の必要性等について啓発に努める。

#### **b. 排出事業者及び処理業者に対する指導**

排出事業者及び処理業者に対しては、立入検査を実施し、産業廃棄物の適正な処理及び保管、処理施設の適正な維持管理が確保されるよう指導する。

また、多量排出事業者に対しては、産業廃棄物の減量等に関する処理計画の策定を徹底するとともに、排出抑制、再生利用の推進について指導及び助言を行う。

#### **c. 不適正処理、不法投棄に対する監視指導の強化**

不適正処理や不法投棄を発見した場合は、早期に必要な行政指導や行政処分を行い、状況の改善及び原状回復を求め、悪質な事案については、関係行政機関との連携により告発等の厳正な対応を行う。

また、立入検査の実施や、産業廃棄物監視員による監視パトロールにより、不適正処理及び不法投棄の早期発見、未然防止を図る。

なお、原因者が不明かつ生活環境保全上の支障が生じるおそれのあるような事案については、撤去を行うなど早期の改善を図る。

#### **d. 関係法令との整合性の確保**

産業廃棄物処理施設の設置については、必要に応じて「産業廃棄物処理施設等庁内連絡会議<sup>※</sup>」を開催し、関係法令の規定に基づく規制に関する事項及び生活環境保全上の支障に関する事項について検討を行う。

また、処理施設の設置者に対しては、関係法令の規定に基づく必要な手続きを実施するよう指導及び助言を行う。

#### **e. 適正処理に関する啓発、情報の提供**

一般社団法人大分県産業資源循環協会<sup>※</sup>及び大分県環境保全協議会<sup>※</sup>との連携のもとに、排出事業者及び処理業者を対象とした講習会、研修会を実施し、適正処理についての啓発や必要な情報の提供を行い、産業廃棄物の適正処理に関する意識の向上を図る。

#### **f. 公共事業における適正処理の推進**

本市が発注する公共工事等から発生する産業廃棄物の処理については、減量化、資源化を積極的に推進する。また、産業廃棄物の処理を委託する場合は、適切な処理費用を計上するとともに、関係者の監督指導を行う。

#### **g. 災害時における産業廃棄物の適正処理の確保**

災害時に発生する産業廃棄物の円滑な処理のため、「大分市災害廃棄物処理計画（平成29年3月）」に従い、適正処理を確保するとともに、必要な指導及び助言を行う。

#### **h. 大分県との連携、協力**

大分県と連携して産業廃棄物の排出抑制や適正処理の推進、産業廃棄物処理施設の適切な整備に取り組むとともに、大分県の定める「第5次大分県廃棄物処理計画」の施策に協力する。

## 用語集

### 【最終処分】

廃棄物を埋立処分や海洋投入によって最終的に処分すること。最終処分場については、遮断型、安定型、管理型の3つに分類される。

### 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

廃棄物を「自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物」と定義し、廃棄物の処理基準や廃棄物処理施設に係る基準、処理を委託する際の基準等について定めた法律。

### 【感染性産業廃棄物】

医療関係機関等から排出される廃棄物で、廃棄物の「形状」、「排出場所」、「感染症の種類」の観点から『廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル』において定義されている。

感染性産業廃棄物の処理は、特別管理産業廃棄物として、密閉した容器での収集運搬や、焼却等の感染性を失わせる方法での処分が処理基準として定められている。

### 【PCB (ポリ塩化ビフェニル)】

絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、カネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降は製造が行われていない。

本市においては、トランス、コンデンサ等の高濃度PCB廃棄物は平成31年3月31日に処理期限が終了し、安定器は令和3年3月31日、低濃度PCB廃棄物は令和9年3月31日が処理期限となっている。

### 【石綿 (アスベスト)】

「いしわた」又は「せきめん」と呼ばれる、天然に存在する繊維状の鉱物。

石綿は、耐久性、耐熱性、耐摩耗性、電気絶縁性などの特性に優れ、安価であったため、建築材、摩擦材、断熱材などとして広く利用されていた。しかし、空中に飛散した石綿繊維を肺に吸引すると肺がんや中皮腫の原因となることが明らかとなったため、WHO（世界保健機構）では石綿を発ガン性物質と断定し、現在では、原則として製造・使用等が禁止されている。

### 【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をまとめてダイオキシン類と呼び、主にごみ焼却による燃焼で副産物として発生する。毒性については、通常の生活の中で摂取する量では急性毒性は生じないが、人に対する発がん性があるとされており、平成12年1月15日から施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」においては、必要な規制が定められている。

### 【水銀使用製品産業廃棄物】

「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち対象となる製品、その製品が材料又は部品として用いて製造される組込製品又は、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品が産業廃棄物となったもの。

### 【水銀含有ばいじん等】

水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったもので、そのうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するものが水銀含有ばいじん等として扱われる。燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥については、水銀を15mg/kgを超えて含有するもの、廃酸・廃アルカリについては、水銀を15mg/Lを超えて含有するものが水銀含有ばいじん等の対象である。また、水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられている。

### 【実態調査で使用する各用語の定義】

本指導計画の基礎データである実態調査において、使用する各用語の定義をまとめたもの。一般的に用いられる用語とは異なり、実態調査のなかで定めた定義。

### 【中間処理】

廃棄物の減量化、安定化、資源化などを行うこと。廃棄物の性状に応じて焼却、破碎などの処理がある。

### 【排出事業者】

産業廃棄物を排出する事業者。工作物の建設や解体などの建設工事の場合は、原則として元請業者が、排出事業者となる。

### 【処理業者】

産業廃棄物の収集運搬または処分を業として行う者。業を行うには、区域を管轄する都道府県知事または政令市長の許可を取得する必要がある。

### 【混合廃棄物】

解体現場等から排出されるがれき類、木くず、廃プラスチック類等の多種多様な品目が含まれるものや、中間処理後の選別が困難な廃棄物であり、そのままでは再資源化が困難な廃棄物。

### 【多量排出事業者】

事業活動に伴って多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、産業廃棄物の前年度の発生量が合計1,000トン以上（特別管理産業廃棄物の場合は50トン以上）の事業場を設置している事業者。

### 【建設リサイクル法】

「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」の通称。特定の建設資材について、その分別解体及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施することなどにより、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る法律。

平成12年11月30日施行。

### 【自動車リサイクル法】

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の通称。廃車した自動車について、自動車メーカーや自動車のリサイクルに携わる関連事業者の役割と義務を定めることにより、適正な処理と資源の有効利用を図ることを目的とした法律。

平成15年1月11日施行。

### 【食品リサイクル法】

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の通称。食品関連事業者などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的とした法律。

平成13年5月1日施行。

### 【大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例】

産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全に寄与することを目的として、産業廃棄物処理施設等の設置や県外産業廃棄物の搬入に係る事前の手続き等を定めた条例。

平成17年10月1日施行。

### 【マニフェスト】

「産業廃棄物管理票」の通称。排出事業者が交付する管理票により、産業廃棄物の受け渡しや処理の流れを明らかにし、産業廃棄物の不法投棄の未然防止と適正処理を確保することを目的としている。紙媒体のマニフェストのほか、インターネットで管理する電子マニフェストもある。

### 【リスクコミュニケーション】

リスクの性質、大きさ、重要性、その制御に関して利害関係のある者が、情報交換すること。産業廃棄物処理施設の設置に関しては、処理施設の設置者が地域住民と、その施設の内容や環境に与える影響等について、情報を共有・交換すること。

### 【大分市産業廃棄物処理施設等に関する指導要綱】

産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、産業廃棄物処理施設等が住民の理解を得て円滑に設置されるよう、事前の手続き等について定めた要綱。

### 【大分県産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費補助金】

産業廃棄物の処理施設における周辺住民の不安を解消するため、大分県産業廃棄物税および環境保全協力金を活用して、市町村または産業廃棄物処理施設の設置者が処理施設周辺の環境整備および周辺住民の利便に寄与する施設の整備を行うのに要する経費に対する補助金。

### 【安定型産業廃棄物】

安定型最終処分場に埋立処分できる、有害物や有機物が付着しておらず、雨水等にさらされてもほとんど変化しない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類の5品目及びこれらに準ずるものとして環境大臣が指定した品目。

### 【産業廃棄物処理施設等庁内連絡会議】

指導要綱に基づく事前協議のなかで、設置をしようとする施設について他法令との整合性を図るため、関係各課を招集し開催する会議。検討事項としては、法令の規定に基づく規制に関する事項及び生活環境保全上の支障に関する事項。

### 【一般社団法人大分県産業資源循環協会】

産業廃棄物の適正処理を基本におき、産業廃棄物の広域処理をはじめ、減量化・再資源化・再利用等の事業活動を通じて本県の生活環境の保全を図り、併せて産業経済の発展に寄与することを目的とした、全県的な処理業者の団体。

### 【大分県環境保全協議会】

産業廃棄物の適正処理や、減量化、資源化、再生利用の推進を図り、また、環境保全活動を通じ、県民の生活環境の保全と産業経済の発展に寄与することを目的に、平成2年9月に設立された、大分県内の排出事業者の団体。

## 大分市産業廃棄物適正処理指導計画

---

編集・発行 **大分市環境部廃棄物対策課**  
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号  
TEL097-578-7547（直通）

---

※本指導計画内の図や表の各データについてはすべて「令和2年度 大分市産業廃棄物実態調査報告書」による。